

板橋区立板橋第一小学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、板橋第一小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものとなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

災害対応

〔地震〕

I 緊急地震速報発令時の対応方法

1 「警戒宣言」発令時において学校がとるべき措置

(1) 「首都直下型地震警戒宣言」等の伝達

- ① 児童、教職員、来校者に対して、「警戒宣言」「地震予知情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。
- ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 児童等に対する措置

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、学校において直接保護者に引き渡す。
- ② 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。なお、登下校時にあつては、帰宅する等の措置を講じる。

※留守家庭等の児童については、学校で保護する。（事前確認が必要）

③ 校外活動時

- (ア) 宿泊を伴う校外活動時（榛名・日光移動教室）の場合は、強化地域内外を問わず、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。

校長は、速やかに緊急連絡メール等を活用し、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。

- (イ) 宿泊を伴わない校外活動時（日帰り遠足、社会科見学等）の場合は、所在地の官公署等から連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。

帰校後児童の措置は在校時と同様にする。ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は、速やかに学校に連絡する。

校長は、緊急連絡メールで保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告する。行き先が強化地域内の場合は、所在地の警戒本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡し、校長は保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。

2 当面の措置等の決定と教育委員会指導室への報告

「地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等を決定した段階で、教育委員会指導室へ報告する。教育委員会指導室から指示がなくても、報告する。

3 学校においてとるべき措置

区 分	主 な 措 置
ア 来校者等への安全確保措置	1 避難通路の確保、非常口の開錠と開放 2 避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検 3 必要に応じて退避の指示 4 施設の立入禁止区域の設定及び周知 5 退避の際の誘導責任者は、危機管理マニュアルに定める避難誘導班長として、階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導 6 退避誘導後、校内残留者を把握
イ 通信・放送設備の点検	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の点検又は使用停止措置	次の設備は使用停止とする。 1 エレベーター設備 2 冷・暖房設備 3 その他必要以外の電気・機械設備

エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認
オ 出火防止措置	1 火気使用の制限、やむを得ず使用する場合、火気使用機器及び場所を確認し、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置を講じる。 2 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 3 使用していないガスの元栓の閉止 4 消化用水の確認
カ 危険物の安全等確保	1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物の保管場所、転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水	1 受水層への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認	1 防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	1 可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動用資器材等の確認 4 応急活動体制の準備

Ⅱ 災害発生時の対応方法

1 学校災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が、教職員、児童・生徒の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは、初期対応は異なるが、学校は、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行うこととする。そのため、あらかじめ震災時における教職員の動員体制を全員が明確に把握するとともに、組織的な対応が図れるように準備しておく。

なお、校長は、「首都直下型等の地震警戒宣言」が発令された場合にも、学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずる。その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

- (1) 校長は、児童・生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、校長を本部長とし、全教職員の役割分担を決める。
- (2) 班の編成・名称等については、各学校の人員体制等実情に応じて編成する。また、班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから弾力的に編成する。
- (3) 班の編成については、核となる担当者を定め、あとは臨機応変に対応できるシステムにする。
また、職員の出張等で不在の場合、夜間・休日等で参集した教職員が少ない場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。
- (4) 住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点として学校は指定されているため、避難者が来ることも想定して準備しておく。
- (5) 教育再開については、災害発生直後からではなく、被害の規模・程度にもよるが発災後3日程度経過した後に準備を始めることが想定される。特に班を編成するのではなく、学校本来の業務であるため、教育再開の準備活動として行うこととする。
- (6) 日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

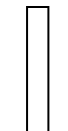
- ☆ 学校防災連絡会においても、校長は委員を兼ねている。また、学校防災連絡会には、「学校再開準備班」があり、震災時には、教職員も代表者が参加することになっている。

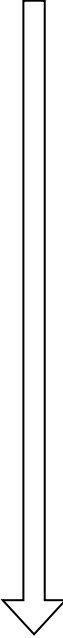
Ⅲ 教職員の役割分担

本部長（校長）

総括本部	○校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。 ○各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など児童・生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○非常持ち出し書類等を搬出 ○報道関係等の対応						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 694 547 996"> 避難誘導 ・ 安否確認班 </td> <td data-bbox="547 694 1479 996"> ○クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○安全確認した児童・生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて児童、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 996 547 1209"> 消火 ・ 安全点検班 </td> <td data-bbox="547 996 1479 1209"> ○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1209 547 1339"> 救出 ・ 救急医療班 </td> <td data-bbox="547 1209 1479 1339"> ○養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。 </td> </tr> </table>	避難誘導 ・ 安否確認班	○クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○安全確認した児童・生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて児童、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。	消火 ・ 安全点検班	○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。	救出 ・ 救急医療班	○養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。
避難誘導 ・ 安否確認班	○クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○安全確認した児童・生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて児童、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。						
消火 ・ 安全点検班	○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。						
救出 ・ 救急医療班	○養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。						

巨大地震発生直後における学校災害対策本部の動き

段階		班	各班の事務分掌と主な動き等
地震発生 	学校	総括本部 避難誘導 ・ 安否確認班	○災害対策の総括指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し品を搬出 ○区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡調整 - 学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、緊急活動の日誌 - トランシーバー、携帯電話 ○児童の安全確保、避難誘導、人員確認、 ○児童、教職員の安否確認 ○行方不明者の搜索 ○保護者への児童の引き渡し ○保護者の迎えがない児童の保護

		消火 ・ 安全点検班 救出 ・ 救急医療班	・ 揺れが収まった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。 ・ 行方不明の児童、教職員を総括本部に報告 ・ 児童の引渡場所を指定 ・ 保護者や後見人が到着次第、身元確認・引き渡し、 クラスの出席簿、児童引き渡しカード集合場所のクラス配置図 ○初期消化活動 ○校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の把握 ・ 施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。 消火器、ヘルメット、手袋、道具セット、公共設備や建物、敷地損害調査リスト ○負傷者の救出 ○負傷者の応急手当、病院への搬送 ・ 職員 2 人 1 組のチームで、特定の区域の負傷者の救出・救命 ・ 各教室、体育館、トイレ等のチェック
保護者への 引渡し		住民対応 ・ 避難場所支援班	・ 医療援助が必要か判断 ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、防塵マスク、トランシーバー、担架、毛布、かなてこ ○避難住民の誘導 ○避難場所開設の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
引渡し後  3日目	学校 学校	住民対応 ・ 避難場所支援班 教育再開のための準備活動	○避難住民のうちの負傷者の応急手当 ○学校施設設備の安全点検 ○児童の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応
4日目以降 7日目以降	学校 運営委員会	教育再開のための準備活動 学校再開準備班	○学校施設設備の再点検、整備、補修必要箇所の集約 ○学習の場の確保（学校間、他機関等との連携） ○児童の安否及び避難先の確認、名簿作成 ○学用品、教材、教具の不足品のリストアップ 救援依頼、配分等 ○通学路の安全確認 ○保護者説明会の開催・WEB等での情報配信 ○応急教育計画の作成 ○児童の転出入事務 ○避難住民や地域住民への学校情報の伝達 ○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明 ○学校再開にあたっての避難場所スペースの調整

IV 児童の避難方法

1 授業中

教職員

○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

 的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など

一次避難	○使用している火気の消火、出口の確保に努める。 〈大きな揺れが収まったら〉
	○電源を切り、ガスの元栓を閉める。
	児童
	○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。 ○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。 ○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。） ○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。 〈大きな揺れが収まったら〉
	○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
二次避難	教職員
	○児童・生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。 ○火災場所及びその上層階の児童・生徒の避難を優先する。 ○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。 ○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。 ○児童の不安の緩和に努める。 ○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。 ➡ 的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」
	○校内にいる人員を把握する。 ○負傷者の有無を確認する。 ○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所または近隣校に移動する。
	児童
	○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。 ○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。 ○ガラスの破片でけがをしないように注意する。 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
災害対策本部 設置	
教職員	
○役割分担に従って行動を開始する。 ○住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。	
火元確認 ・ 設備点検	
教職員	
○出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。 ○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいので、特に注意する。 ○校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。	
救出活動 ・ 応急救護	
教職員、児童	
○養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。 ○避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の搜索、救出活動を行う。 ○消防機関、消防団、 地域防災拠点運営委員会 の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童・生徒、教職員等の救出救助活動を行う。	

情報収集 ・ 伝達	教職員 ○区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。
状況に応じた児童の下校・引き渡し	教職員 ○保護者と連絡を取り、状況に応じて児童・生徒の引渡しを開始する。 ○保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。 ○下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。 児童 ○帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

2 放課後・登下校時

安全確保	○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう児童に指示する。  〈大きな揺れが収まったら〉 ○電源を切り、ガスの元栓を閉める。 児童 〈学校内にいるとき〉 ○窓ガラスなど落下物等から身を守る。 ○慌てて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。 ○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。 ○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。） ○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。 〈通学路上〉 ○看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。 ○最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。 ○登下校途中で地震が発生した場合は、学校か自宅か近い方に避難する。 ○バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。 ○地震発生時に危険な場所には近付かない。
	 ●古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近付かない。 ●崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。 ○家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。 ○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

避難誘導

〈学校内にいるとき〉

教職員

- 避難誘導・安否確認班は、児童の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。
- 落下物に注意し、かばん、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
- 児童の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
- 校内にいる人員を把握する。

○負傷者の有無を確認する。

○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所に移動する。

児童

○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。

○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。

○ガラスの破片でけがをしないように注意する。

○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策本部設置

教職員

○役割分担に従って行動を開始する。

○在校する教職員の人数を把握し、限られた人数の場合には、優先順位を決めて重点的に対応する。校長、副校長が在校しないときには、主幹教諭・主任教諭がリーダーシップを発揮し、教職員が協力して対応する。

○住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

火元確認・設備点検

教職員

○出火を確認したら直ちに、消火・安全点検班が中心になって、初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。

○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。

○施設・設備の安全点検を行い、危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動・応急処置

教職員、児童

○救出・救急医療班を養護教諭中心に編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。

○消防機関、消防団、地域防災拠点運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童・生徒教職員等の救出救助活動を行う。

情報収集・伝達

教職員

○区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会と密接に連携を取り、地域や通学路の状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の亀裂、出水など）の確認に努める。

○特に、児童・生徒の行動範囲が広がっているため、通学路上での被害の有無について情報収集に努め、状況によっては現地調査を行う。

状況に応じた児童の下校・引渡し

教職員

○保護者と連絡を取り、状況に応じて児童の引渡しを開始する。

○保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。

○下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。

児童

○帰宅後は、学校の指示、家族との約束、地域の取り決め等に従って行動する。

3 校外学習・遠足・移動教室等の時

安全確保・避難誘導

教職員

○看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

○古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近付かない。

○海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなっており、襲ってくることもあるので、十分注意する。

- 山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるので、迅速に安全な場所に避難する。
- 最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、児童・生徒の状況を確認する。
- 電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 児童・生徒の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

児童

- 落下物から身を守るなど、安全確保を図る。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- 流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

救出活動・応急救護

教職員、児童・生徒

- 負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。
- 建物の倒壊等により児童生徒・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。

災害対策本部設置 情報収集・伝達

教職員

- 現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。
- 状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。
- 学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。
- 状況によっては、現地に救助・応援のため職員を派遣する。
- 保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。

V 地震発生時の教職員の安全指導

授業中【普通教室にいる時】

発生時の第一行動

- 騒がないこと。
- 慌てて教室外に飛び出さないこと。
- 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。
- 窓や窓際から離れること。
- 机等の下にもぐること。
- 防災頭巾等で頭部を守ること。
- 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。

避難行動

- 放送等の指示により避難を開始すること。
- 静かに迅速に整列すること。
- 4つの約束を守り、素早く行動すること。

・おさない

・かけない

・しゃべらない

・もどらない

「お・か・し・も」の約束

※ 災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。

- 決められた場所に整列して集合すること。
- 落ち着いて待機すること。

教職員の指示と行動

- どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため今より大きな地震は起こらない

ことを知らせる。

○机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、防災頭巾や座布団などで頭を守らせる。

【指示例】

- ・「大丈夫、あわてるな」
- ・「外に出るな」
- ・「防災頭巾をかぶれ」
- ・「頭を下げて、じっとしている」
- ・「大丈夫だ。心配するな。落ち着け」
- ・「静かにして、落ち着け」
- ・「机の下にもぐれ」
- ・「机の脚を両手でしっかりつかめ」
- ・「揺れがおさまるまで頭を出すな」

○窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。

○揺れが収まったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。

○火気使用中の場合は、児童を火元から離れさせ、消火する。

○児童等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する。

授業中【特別教室にいる時】

教職員指示と行動

○特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。

○机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるよう指示する。

○実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。

○実験や実習で機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。

○児童・生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。

授業中【体育館・校庭・裏中庭・プール等にいる時】

発生時の第一行動

○騒いだり、奇声を上げたりしないこと。

○屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設から素早く離れ中央部に集合し、身を低くすること。

○教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。

○揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。

避難行動

○騒いだり、走り回ったり、押し合ったりしないで、素早く行動すること。

○教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場所で待機すること。

教職員の指示と行動

○大声で、指示の徹底を図る。

○窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れが収まるまで身を低くさせる。

○プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。

○人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

校外学習、野外活動、遠足、移動教室等の時

教職員の指示と行動

○建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、児童・生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。

○海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。

○山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。

○許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。

○人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。

○あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。

○携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し指示する。

休憩時間中や放課後の活動時

教職員の指示と行動

○発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかかめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。

○教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。

○災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。

○休憩時間等の児童の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

登校・下校時の行動

○登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。

○下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。

○交通機関を利用している児童は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。

※登下校共に、事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難をする。

地震発生時の安全な行動

○建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭にかかえ、素早くその場所から離れる。

○ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、素早く離れる。

○海岸にいた場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。

○山間部にいた場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。

○崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。

○バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。

○建物が立て込んで狭い道路を通っている時は、できるだけ早く広い場所に避難する。

○古い建物など危険と思われる場所には近付かない。

○倒れた電柱、垂れ下がった電線に近付かない。

○橋の上は危険なので、すぐ離れる。

Ⅵ 児童の引き渡し

(1) 児童の保護者への引き渡し

①震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、児童の引き渡しを円滑に行うため、緊急時の連絡カードを兼ねた引き渡し一覧表をあらかじめ作成し、その活用方策について具体的に協議しておく。

②非常時において児童の引き渡しに関して保護者への情報伝達が確実にできるような連絡手段を整えておく。

Ⅶ 「地震注意情報」発令時の対応

1 配備及び動員体制

(1) 区への対応

① 注意情報が発令された場合には、区に警戒本部が設置され、原則として「警戒配備」が発令される。

② 動員対象となる職員は、経営責任職、運営責任職、防災担当職員、遠距離通勤者及び各局区長が定めたその他

の職員とし、各所属に参集することと定められている。

(2) 区立学校における職員の配置と動員

- ① 区立学校については、校長、副校長が、それぞれ所属校に参集する。
- ② 防災活動上必要と認めるときは、校長の判断により、配備体制を強化する。

2 「注意情報」発令時における学校がとるべき措置

(1) 「首都直下型地震注意情報」等の伝達

- ① 来校者、児童、教職員に対して、「首都直下型地震注意情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。
- ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 児童等に対する措置

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。ただし、児童の障がいに応じて、学校において直接保護者に引き渡す。
- ② 学校、地域、児童・生徒の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。
- ③ 留守家庭等の児童生徒については、学校で保護する。
- ④ 区外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。
- ⑤ 通学中又は在宅中に「地震注意情報」が発せられた場合は、休校とする。

なお、登下校時にあっては、帰宅する等の措置を講じる。

(3) 当面の措置等の決定と教育委員会指導室への報告

「地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、教育委員会指導室（指示がなくても自動的に）に報告する。

【報告事項】

- ・ 学校に保護している児童の状況（人数）

(4) 学校においてとるべきその他の措置（板橋区施設共通）

区 分	主 な 措 置
ア 来校者等への安全確保措置	避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検
イ 通信・放送設備の点検	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の確認	使用する機械設備、電気設備の確認
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認
オ 出火防止措置	1 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 2 消化用水の確認
カ 危険物の安全等確保	1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水	1 受水槽への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動用資器材等の確認 4 応急活動体制の準備

3 地震が発生した際、もしくは東海地震の情報が発表された場合の基本的な対応についての周知徹底

- (1) 学校の対応（休校措置、登下校時の対応、児童・生徒の引渡し、連絡方法等）について、教職員間で共通認識するだけでなく、保護者に対して、機会あるごとに周知し、徹底を図ること。また、必要な事項については、児童・生徒に対して防災教育の一貫として指導すること（例えば、登校時に地震にあった場合どう行動するか等）。
 - ・保護者に対しては、説明会において説明、徹底する。
 - ・学校のホームページに掲載する。
- (2) 教職員の配備、動員体制について、職員が認識していること。
- (3) 地震発生時における教職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておくこと。そのためには、学校ごとの「危機管理マニュアル」を各教職員が共有すること。また、業務分担や組織図を拡大して職員室等に常時掲示する方法も有効である。

4 校内の避難経路、児童生徒の避難集合場所を明確化

- (1) 校内の各所からの避難経路、避難場所を決めておくこと。その際、避難経路は、あらかじめ複数考えておくこと（廊下、階段等が使用不能の場合の避難方法も考慮しておく。）
- (2) 特に、障がいのある児童・生徒への対応を具体的に定めておくこと。
- (3) 避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないなど、日ごろからの管理に配慮すること。（避難訓練の際に、気付いた点をチェックする。）

5 校内にある他の施設との連携

「放課後開放事業あいキッズ」と、災害時における対応について、決め事を整理し徹底を図る。学校の避難訓練に当該施設のスタッフが参加する等を通じて連携を図る。

6 学校の非常持出用重要書類の把握

非常時に持ち出すべき書類は何かをあらかじめ確認し、震災時には、誰が、どのように持ち出すかを決めておくことが必要である。

- (1) 児童生徒名簿や児童生徒調査票等の保管場所を決めておく。
- (2) 転出転入のため、出席簿、学籍も必要。
- (3) 児童に関する指導要録その他、学校教育法で義務付けられている公簿類も重要。
- (4) 各学校の実状に応じて、非常時に持ち出す帳簿・物品等を検討し、学校独自に「非常持出一覧表」を作成しておくこと。
- (5) 児童のプライバシーに関わる書類であり、取り扱いは厳重にすること。

Ⅷ 学校施設の安全管理等

1 学校の安全点検

- (1) 定期的な校舎の安全点検の実施 ⇒ 学校施設・設備の安全点検リスト

- ①毎年実施される学校施設点検表による施設全体の点検を実施する際に、併せて、防災の観点から、「学校施設・設備の安全点検リスト」（様式—2）により、施設・設備の点検を実施し、改修等の必要があると判断される場合には、学校施設点検表及び詳細 内容記入欄に具体的に記入し、教育委員会指導室に提出する。
- ②防災訓練等の時期に併せて、校舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録する。
- ③年度当初に当たり、防犯カメラ、「学校 110 番」非常通報装置を活用を想定した防犯訓練等を実施する。

- (2) 転倒物、重量物等の転倒防止対策

- ①教室内では書架や戸棚等の固定、テレビやパソコン、スクリーン等の転倒落下防止対策を講じる。
- ②教職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置、固定に配慮する。
- ③灯油、薬品、ガス等の保管場所についても注意する。

2 学校施設設備の状況の整理

- (1) 誰が見ても分かりやすい校地・校舎の平面図を準備しておく。
- (2) 水道配管図を準備しておく。
 - ①水道の元栓の位置、各施設への止水弁の位置、各止水弁の機能を確認しておく。

- ②学校全体の水道水の流れが分かるよう、校舎平面図等に表示しておく。
- ③元栓が複数ある場合や、水の流れが複数に分流していることもあるので注意する。
- ④校舎が増築又は一部改築されている学校では、電気配線及び水道配線が複数になっていることもある。

3 プールの水を貯めた状態にしておくこと

- (1) 消防水利として指定されているプール（周辺に「消防水利」の標識が設置されている）にあつては、消防用に使用可能な状態にしておかなければならないことから、常時、水を貯めた状態にしておかなければならない。（清掃等によりプールの水が使用できないときは、最寄りの消防署又は消防出張所への連絡が必要）
- (2) 消防用以外でも、災害時に水は大変貴重であることから、有効に活用しなければならない。断水時の生活用水としても利用できる。

4 停電等で校内放送ができないときの連絡方法の準備

- (1) ハンドマイク、メガホン、可動式無線マイク、スピーカー設備等の準備。
- (2) 児童生徒が教職員の指示に的確に従うよう、日頃からの指導が重要。

5 地域安全マップの作成などによる地域の実状把握

- (1) 学区の交通機関の現況
学区内の鉄道やバスが交通不能になった場合の児童の安全管理を維持するため、あらかじめその対応策を検討しておく。
- (2) 通学路の危険箇所の把握
児童の通学路には、地震発生時に危険が予想される箇所がある。ブロック塀、自動販売機・石灯籠などの倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等、あらかじめ通学路の安全点検をして、必要があれば通学路の変更を含めて検討する。
道路の状況や周辺の建物の密集度などにより、地震の際に落下物の危険や自動車等の追突等による火災の発生などの危険も想定される。
- (3) 建築物の特徴の把握
地域によって、木造建築が集中している場所、高層の建物がある場所、商住混在の場所等があり、地震の発生による被害の状況はそれぞれ地域によって異なると予想されるので、地域の特徴を把握しておくこと。
- (4) 学校周辺におけるがけ崩れ等の危険性を把握し、避難場所を確認する。
- (5) 広域避難場所など自校以外の避難可能場所を把握する。
がけ崩れ、土砂崩れ、地割れ、火災、水道管やガス管の破裂、液状化現象、河川の護岸破壊などのため、校庭で危険のある場合は、広域避難場所（大山公園）または近隣校（板橋第三中学校、板橋第一中学校）に避難誘導する。（三次避難場所）
- (6) 学校近隣の災害時応急給水拠点等の把握
大規模地震が発生し断水となったときでも、配水池、循環式地下貯水槽などの給水拠点で応急給水を受けることができるので、地域防災計画で場所を確認しておく。

Ⅸ 教育委員会指導室への報告

学校は、地震時には、教育委員会指導室に、あらかじめ定めた方法により、被害状況等に応じて、適時、適切に被害状況等を報告する。

- (1) 第1次報告「地震発生時における被害状況等の報告」様式—4
地震発生後早期に報告
- (2) 第2次報告「大震災による被害状況詳細報告」様式—5
大震災後7日以内に報告
- (3) 第3次報告「学校教育活動再開見通し報告」様式—6
状況把握でき次第